

石狩湾新港管理組合告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和2年2月20日

石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和元年度において石狩湾新港管理組合が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

- （1）契約 令和2年2月20日（木）に入札の公告を行う電気施設点検業務契約
- （2）資格 石狩湾新港管理組合の電気施設点検業務に関する資格（以下「資格」という。）
- （3）役務等の種類 電気施設点検業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）石狩湾新港管理組合が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- （6）電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件に該当する者であること。
- （7）石狩市、小樽市又は札幌市に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- （8）資格審査の申請をする日の直前5年間において、高圧受電施設の年間保守点検契約を履行した実績を有する者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和2年2月20日（木）から令和2年3月5日（木）（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。）までの毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

（2）申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
- イ 提出先の所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南2丁目725-1
電話番号 0133-64-6661

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- （1）2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- （2）資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を有する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。